

福生市環境基本計画 第2期中期実施計画

私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ

平成 28 年 3 月

福生市

はじめに



環境問題は近年世界的に深刻化しており、地球温暖化、自然環境の破壊、大気や水質、土壌の汚染等、その内容は多種多様に及んでいます。国内では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、私たちは自然の脅威を改めて感じるとともに、地球温暖化対策という大きな視点での再生可能エネルギーの活用への対応などが求められています。

福生市では、平成 14 年に環境基本条例を制定後、平成 16 年に環境基本計画を策定し、市民が健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、さまざまな環境施策を推し進めてきました。環境基本計画は平成 16 年度から平成 35 年度までの長期に及ぶ計画であるため、概ね 5 年ごとに計画の総点検を行い、環境管理指標や施策を見直すこととなっています。

今回の改定では、環境基本計画第 2 期中期実施計画の策定に向け、これに対する市民提言を作成することを目的として、平成 26 年度に団体からの選出や公募によりお集まりいただいた 14 名の方々が福生市環境基本計画等改定市民会議を構成し、11 回に及ぶ会議を開催しました。

市民会議では、これまでの市の取組の成果と課題を整理するとともに、市民意識調査の結果から環境施策に対する市民のニーズを探りました。こうした市民会議の議論の成果を取りまとめた「市民提言」を踏まえ、本計画は、分野ごとの目標（将来像）と施策の関係の明確化、進行管理のスリム化をポイントに策定いたしました。

今後、さまざまな環境問題に対応するため、市民や事業者等の皆様との「協働」を一段と深め、本市がめざす「私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ」の実現に向け、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

本計画の策定に際し、御尽力いただきました福生市環境基本計画等改定市民会議や福生市環境審議会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様へ、心より御礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

福生市長 加藤 育男

目次

序 章 福生市環境基本計画「中期実施計画」について.....	1
第1節 計画の位置づけ及び計画の期間.....	1
第2節 中期実施計画の位置づけ.....	2
第1章 第1期中期実施計画の進捗状況と課題.....	3
第1節 「自然の保全・再生」分野の進捗と課題.....	3
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生.....	3
2 都市の自然の保全・再生.....	5
第2節 「潤い豊かな安心できるまちの創造」分野の進捗と課題.....	7
1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり.....	7
2 安心して歩ける道・緑のまちづくり.....	8
第3節 「暮らし方の変革・地球システムへの適合」分野の進捗と課題.....	11
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進.....	11
2 地球環境問題・公害等への取り組み.....	12
第4節 「計画の推進」分野の進捗と課題.....	14
1 計画の推進・環境まちづくりの展開.....	14
戦略プロジェクトの進捗と課題.....	15
第2章 第2期中期実施計画の施策.....	17
第2期中期実施計画のポイント.....	17
第1節 自然の保全・再生.....	19
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生.....	19
2 都市の自然の保全・再生.....	23
第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造.....	25
1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり.....	25
2 安心して歩ける道・緑のまちづくり.....	28
第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合.....	31
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進.....	31
2 地球環境問題・公害等への取り組み.....	33
第3章 計画の推進・環境まちづくりの展開.....	36
第1節 環境教育・学習の推進.....	36
第2節 計画の推進.....	38
1 定期的な評価の実施.....	38
2 計画の推進における市民活動.....	39
策定経過.....	40
分野別施策の目標設定の考え方.....	41

序 章 福生市環境基本計画「中期実施計画」について

第1節 計画の位置づけ及び計画の期間

福生市では、平成14年3月に福生市環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策を明らかにするために、平成15年度の福生環境市民会議による「市民プラン」の提言を反映し「福生市環境基本計画」（平成16年度～平成35年度）を策定しました。なお、環境基本計画には、「市の具体的な取り組み」とともに、市民・事業者が行うことを期待する「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。

その後、平成16年12月には、計画に基づく事業を推進するため、福生市環境事業推進本部※を設置し、「環境基本計画実行計画」及び「福生市の環境」を毎年度作成し、施策を推進しています。同時に、環境基本計画実行計画は福生市環境審議会に諮り、専門的な立場から評価・指導を受けています。

※平成26年7月から福生市環境事業推進会議へ名称変更

【福生市環境基本計画】

将来像	：「 私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ 」
基本目標	：福生の自然や文化を伝えていきます
	：人と暮らし中心のまちをつくります
	：環境を考えライフスタイルを変えていきます

——計画体系——

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ○自然の保全・再生 | ◇自然の水循環、多摩川の保全・再生 |
| | ◇都市の自然の保全・再生 |
| ○潤い豊かな安心できるまちの創造 | ◇福生らしい景観・資源を活かすまちづくり |
| | ◇安心して歩ける道・緑のまちづくり |
| ○暮らし方の変革・地球システムへの適合 | ◇ごみ発生抑制・資源化・適正処理の推進 |
| | ◇地球環境問題・公害等への取り組み |
| ○計画の推進・環境まちづくりの展開 | ◇環境教育・学習の推進 |
| | ◇パートナーシップの確立 |
| | ◇計画推進体制の確立 |

第2節 中期実施計画の位置づけ

(1) 環境基本計画「中期実施計画」の策定

環境基本計画は平成35年度を計画目標とする長期に及ぶ計画であり、その目標も相応に高いハードルが設定されています。この目標を達成するため着実な進行管理を行う視点から、平成23年3月に「福生市環境基本計画『中期実施計画』」（第1期：平成23年度～平成27年度）を策定しました。第1期中期実施計画の策定に当たっては、福生市環境基本計画改定市民会議を組織し、環境基本計画における短期目標（平成20年度）を総点検し、軌道修正と新たに発生した課題への対応を加えた中間見直しを行いました。市ではその結果を踏まえて平成21年度に作成された「市民提言」を基に、「中期実施計画」を策定しました。

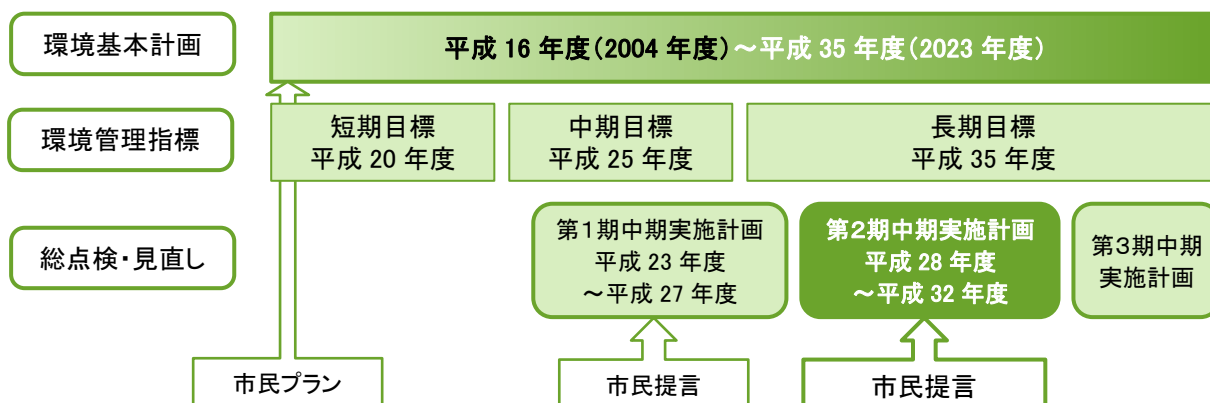
この「中期実施計画」は資源循環型社会形成、地球温暖化対策、生物多様性の確保など「環境政策」についてのマスタープランであるとともに、関連計画に対し、環境側面からの指針を示す役割を持つと位置づけられています。「中期実施計画」は、平成22年度よりスタートした市の最上位計画である総合計画（第4期）との整合を図るため、平成23年度からの計画としました。

(2) 第2期「中期実施計画」の策定

第1期中期実施計画が平成27年度で終了することから、次の5年間を計画期間とする第2期中期実施計画を策定することとなりました。

第2期中期実施計画の策定に当たっては、公募市民や環境活動に関連のある団体の代表者を含む14名からなる福生市環境基本計画等改定市民会議（任期：平成26年9月1日～平成28年3月31日、以下「市民会議」）を組織しました。市民会議では、これまでの市の取り組みの成果と課題を整理するとともに、市民意識調査の結果から環境施策に対する市民のニーズを探りました。これらを検討材料として、新たな中期実施計画の中で取り組むべき内容を「福生市環境基本計画第2期中期実施計画に向けた市民提言」として取りまとめました。

本計画は、市民会議より提出されたこの市民提言を基に、平成28年度からの5年間でどのような環境の状態を目指すのか、そのために市の施策として何を進めていくのかを関係各課で協議し、策定したものです。



第1章 第1期中期実施計画の進捗状況と課題

第1節 「自然の保全・再生」分野の進捗と課題

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

目標1 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善

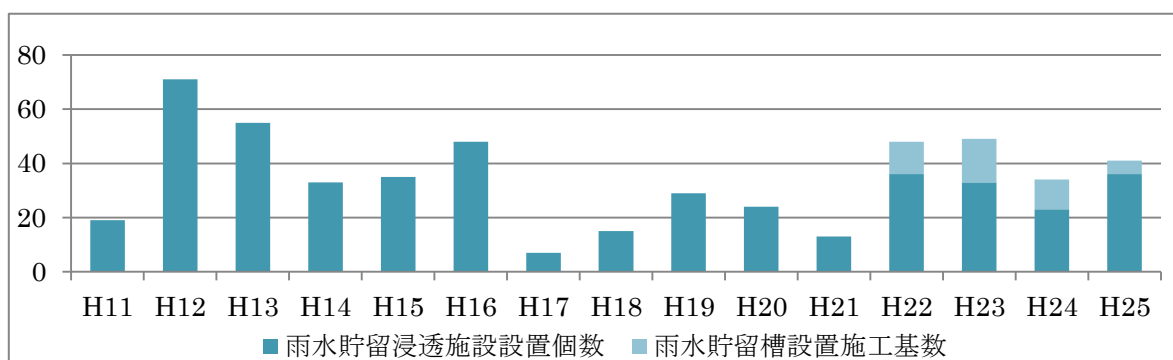
目標2 多摩川の防災、河川生態系の保全

■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
多摩川 BOD (2 mg/ℓ)	達成 (H21)	達成	達成	達成	達成	達成
湧水の維持	8 か所 (H21)	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所	8 か所
学習参加人数 (水辺の楽校など)	502 人 (H20)	662 人	534 人	757 人	695 人	550 人

(参考) 雨水貯留浸透施設・貯留槽設置の推移 (緑の基本計画 P23 および福生市の環境

(平成 25 年度) P47 より作成)



■概況

目標1「自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善」については、2つの成果指標とも目標水準を維持しています。多摩川の水質については、流域の2区17市で構成する多摩川水系水質監視連絡協議会で合同調査を実施しており、平成26年度からは水質測定項目を増やすなど、調査体制の強化が図られています。湧水調査については、平成18年度に「湧水調査報告書—福生市の湧き水—」が発行されて以降、活動が停滞していましたが、平成25年度から法政大学との協働による水質調査が再開され、湧水の保全に向けた動きが進展しています。一方で、雨水利用に対する市民の関心は高いとは言えず、家庭用雨水浸透施設や貯留槽の設置件数も伸び悩んでいる状況です。

目標2「多摩川の防災、河川生態系の保全」については、水辺の楽校等には毎年500人以上の参加があり、体験型学習事業として定着しています。親子連れの参加も増え、子どもたちに多摩川の河川生態系に関する理解が広がっています。河川防災施設の整備は国の事業であるため、市としては国土交通省に対する河川設備の維持管理を要望しています。多摩川河川清掃には横田基

地の有志の方々も参加するようになり、参加の裾野が広がっています。カワラノギク保全活動については、研究者や市民団体が主体の活動を行政が支援する形で進められています。

■課題

- ・ 本来目指している水循環の回復や多摩川の水質・流量の改善を実現するためには、より踏み込んだ対策が必要です。国や都との関係から、現状で市が主体性を発揮できるのは、地下水のかん養や雨水利用、湧水保護といった、水循環の回復・保全に関わる部分です。これらについて強化すべく、より効果的な対策を採用していく必要があります。
- ・ 市民に向けて、川の上流から下流への繋がりや湧水・河川と生活の関わりを市民が意識を持てるような情報発信を行い、個人の行動を促す取り組みが必要です。
- ・ 市として、河川環境や生態系に市民が親しむ機会を拡充し、保全活動への参加を促す取り組みに重点をおく必要があります。

2 都市の自然の保全・再生

目標1 4つの自然軸の保全

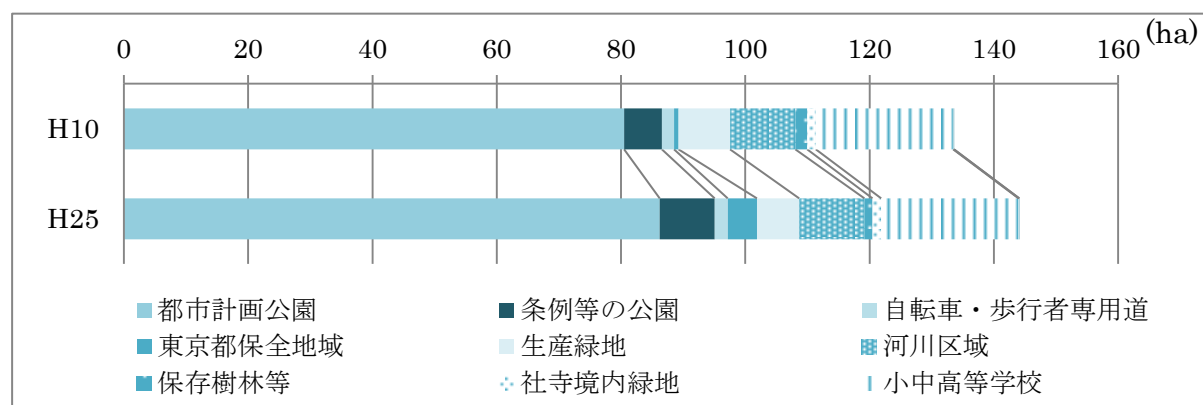
目標2 都市の自然生態系の再生

■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
一人当たり都市計画公園・都市緑地面積	—	14.34 m ²	14.47 m ²	14.55 m ²	14.66 m ²	— ※
公園ボランティア登録人数	個人 300 人 団体 5 (H20)	個人 343 人 団体 6	個人 347 人 団体 7	個人 381 人 団体 8	個人 414 人 団体 10	個人 350 人 団体 7
(再掲) 学習参加人数 (水辺の楽校など)	502 人 (H20)	662 人	534 人	757 人	695 人	550 人

※平成 11 年 3 月「緑の基本計画」で平成 32 年の目標は 15.00 m²で設定していたが、平成 26 年 3 月の「緑の基本計画」では、目標は設定されていない。

(参考) 緑地の確保量の増減と内訳 (緑の基本計画 P35 より作成)



■概況

目標1「4つの自然軸の保全」については、一人あたりの都市計画公園・都市緑地面積はわずかながら増加しています。緑地全体では、生産緑地と保存樹林等が減少した一方で、東京都による玉川上水歴史環境保全地域の指定などにより緑地確保量は増加しています。崖線の緑については、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会※」で崖線の緑を保全するガイドラインを策定しました。

目標2「都市の自然生態系の再生」については、公園ボランティアの登録数が順調に増え、制度の周知が進んできたことがうかがえます。身近な公園を地域住民で管理する姿勢が根付くつつあります。カワラノギク保全活動も、市民団体や研究者が主体となって進められています。計画には掲載されていなかった特定外来生物（アライグマ）及び外来生物（ハクビシン）の現況把握調査は平成 25 年度に実施しました。平成 26 年度からは調査をもとにした外来生物防除の事業が進められています。

■課題

- ・ 保全の対象となっている、立川段丘の崖線、玉川上水、拝島段丘の崖線、多摩川の4つの樹林帯は、それぞれ異なる特性を持ち、保全の方向性も異なります。樹林帯の特性に応じて、どのような方向性で保全していくべきか明確なビジョンを打ち出し、関係する市民と共有することが必要です。
- ・ 公園の維持管理については、より質の高い管理活動を実施するために、現在の仕組みを改善する必要があります。
- ・ 自然観察等の機会を拡大・充実させることで、緑地や公園、水辺などの身近な自然に親しみ、その保全に責任と楽しみを感じる市民が増えていくようにしていく必要があります。

※多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会：立川崖線沿いの福生市、青梅市、羽村市、昭島市、立川市、国立市、府中市、調布市の8市と東京都により組織する協議会。

第2節 「潤い豊かな安心できるまちの創造」分野の進捗と課題

1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

目標1 景観まちづくり

目標2 玉川上水などを活かしたまちづくり

■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
電線地中化 実施箇所	1 箇所 (H20)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所

■概況

目標1「景観まちづくり」については、市道第1160号線(宿橋通り)の改良工事にともない電線地中化が実施され、中間目標は達成の見込みです。平成23年7月に福生市清潔で美しいまちづくり条例が制定され、福生市美しいまちづくりマナーアップ指導員による定期的な清掃、指導等が実施されており、市民満足度からみても改善がみられています。まちづくり景観推進連絡会は、市民、市民団体等が情報共有し、まちづくりに取り組んでいます。その一方で、文化財・史跡ガイド養成講座に参加した市民がガイドとして活躍するなどの成果も出ています。

目標2「玉川上水などを活かしたまちづくり」については、成果指標が設定されていませんでした。玉川上水の遊歩道化や散策路のネットワーク化については、都が玉川上水を所有しているということもあり、具体的な進展がない状況です。また熊川分水については、開渠部分の一部について保全が進められています。

■課題

- ・ 景観づくりの取り組みに関わる事業や組織などを一旦わかりやすく整理し、取り組みの方向を改めて確認することが必要です。
- ・ 市内全域の遊歩道、散策路の整備、ネットワーク化に向けた構想を整え、その一環としての沿川整備、分水等の利活用の促進を目指し、多様な環境のレベルアップを図っていくことが重要です。そのための体制づくりを市民・市民団体、事業者、行政等が連携して進めていく必要があります。

2 安心して歩ける道・緑のまちづくり

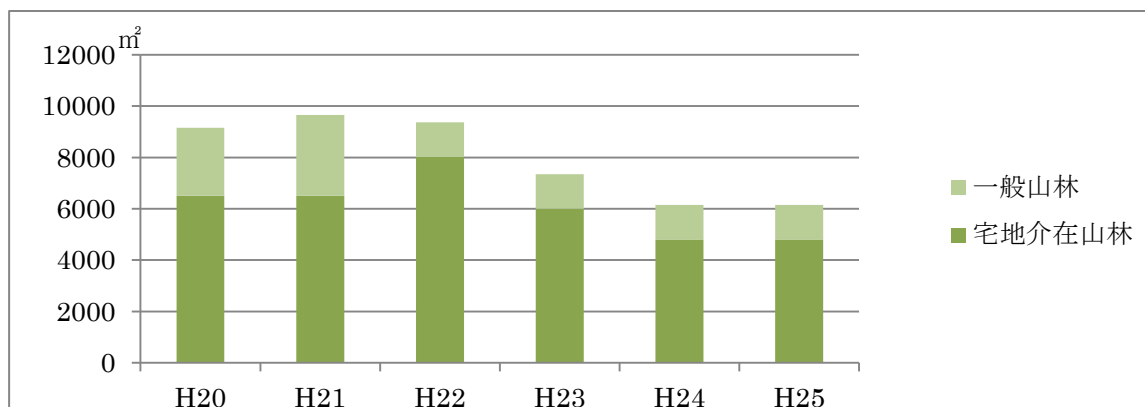
目標1 安心できる道路・都市施設の整備

目標2 緑豊かな優れた居住環境づくり

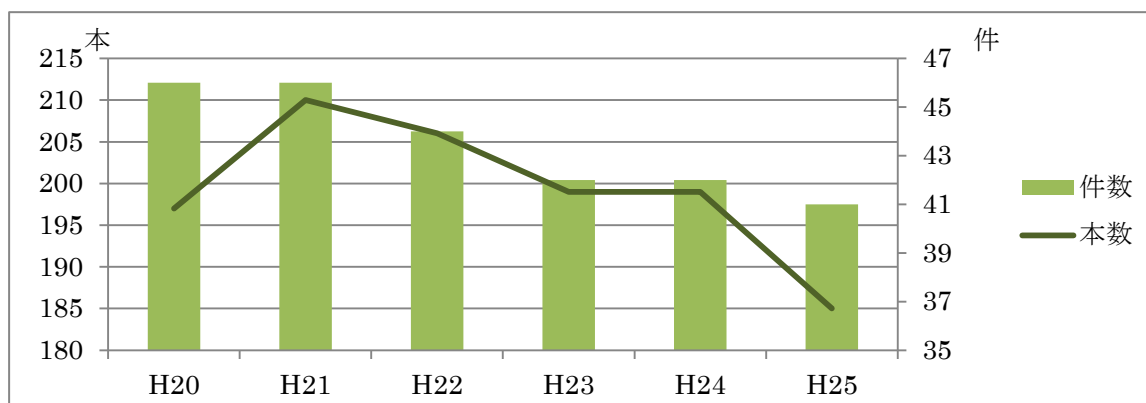
■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
公共施設のバリアフリー化率	4 / 16 施設 (H20)	4 / 16 施設	5 / 16 施設	5 / 16 施設	6 / 16 施設	6 / 16 施設
バリアフリー化駅舎数	2 駅 (H20)	2 駅	3 駅	3 駅	3 駅	3 駅
バリアフリー対応歩道の市道延長	1,478m (H20)	—	3,615m	6,788m	—	6,799m
狭あい道路路線数	285 路線 (H20)	—	—	279 路線	279 路線	278 路線
生産緑地指定数	53 件 (H20)	56 件 7.74ha	56 件 7.74ha	52 件 6.84ha	51 件 6.76ha	57 件
(再掲) 公園ボランティア登録人数	個人 300 人 団体 5 (H20)	個人 343 人 団体 6	個人 347 人 団体 7	個人 381 人 団体 8	個人 414 人 団体 10	個人 350 人 団体 7

(参考) 保存樹林地面積の推移 (福生市の環境 (平成 25 年度) P41 より作成)



(参考) 保存樹木件数・本数の推移 (福生市の環境 (平成 25 年度) P41 より作成)



(参考) 保存生垣件数・延長の推移 (福生市の環境 (平成 25 年度) P41 より作成)



■概況

目標 1「安心できる道路・都市施設の整備」については、平成 24 年度に牛浜駅のエレベーター・エスカレーター設置工事が実施され、目標を達成しています。公共施設のバリアフリー化は、現状の施設では都の施設整備マニュアルを適用できない事柄が多く、施設全体の改修計画の進展が待たれます。バリアフリー対応歩道の整備、狭隘道路の解消については、もう一步の進捗が望まれるところです。平成 27 年度にはバリアフリー推進計画の改定が予定されています。

目標 2「緑豊かな優れた居住環境づくり」については、生産緑地指定数が徐々に減少しています。追加指定もあるものの、指定解除を抑制することが困難になっています。その一方で市民農園への関心は高く、待機者がある農園と利用者枠が余っている農園など地域配置バランスの困難さが課題となっています。公園ボランティアの登録数は順調に増えており、花いっぱい運動やふっさ花とみどりの会の活動など、草の根の取り組みが根付いています。地域猫の活動は、ボランティア団体がモデル地区において活動しているほか、さくらねこ無料不妊手術事業を活用し、その活動範囲を広げています。

■課題

- ・ 地域のバリアフリー化は重要な課題ですが、公共施設を中心とする段差等の解消による車いす対応だけでなく、「心のバリアフリー」を合わせて進めていくことも重要です。
- ・ 市域の緑被率を維持するためには、現行の奨励金、補助金の継続に加え、さらに取り組みを拡大していく必要があります。
- ・ 公共施設等の樹木、緑地の拡大を図ると共に、公園ボランティア等とも協力しながら、土地利用、環境に即した『緑』の維持・向上を図ることにより、市内緑地全体の環境改善を促していく必要があります。
- ・ 今後の生産緑地の保全等については、市民・市民団体、事業者、行政等との連携が不可欠であり、その仕組みづくりが必要です。

第3節 「暮らし方の変革・地球システムへの適合」分野の進捗と課題

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

目標1 ごみの発生抑制・処理負担の適正化

目標2 資源化・適正処理のためのシステム構築

■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
ごみ排出量	18,337 t (H20)	16,826t	16,612t	16,524t	16,277t	17,000 t
総資源化率	37.6% (H20)	37.1%	36.8%	36.7%	37.0%	42.0%

■概況

目標1と目標2で共通の成果指標を用いています。ごみ排出量については、平成27年度の目標を前倒しで達成しています。平成26年度から新たな収集体制がスタートし、可燃ごみの回収を週3回から週2回へ、また、拠点回収の廃止や小型家電の無料戸別収集を開始するなどの取り組みにより、さらなる減量が見込まれています。ごみ・資源の分別方法やごみ・リサイクルカレンダーについての市民の満足度も高く、施策が奏功したと言えます。総資源化率の目標には届いていませんが、収集体制の変更により資源ごみが増えたため、総資源化率の上昇が期待できます。

■課題

- ・ 今後は新たな収集体制のもと、適正な分別と資源化を継続していくことに行政、市民が一体となって取り組んでいく必要があります。
- ・ 廃棄物の資源化、適正処理のためのシステム構築は、新しい収集方法により進展が見込めます。今後は現行の体制の中で、適正処理とリサイクルを継続することが重要であり、平成27年度以降の新システムの数値結果を考慮しながら、さらなる資源化・循環型社会の形成が可能かどうか探っていく必要があります。

2 地球環境問題・公害等への取り組み

目標1 地球温暖化対策への取り組み

目標2 公害防止・有害化学物質対策

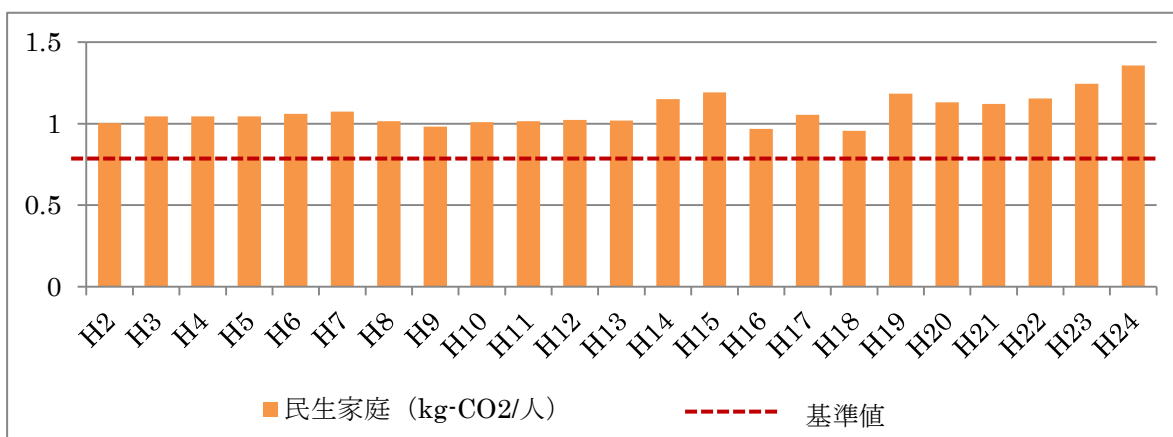
■成果指標

	基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標
市民一人当たりのCO ₂ 排出量 ※1	955kg (H18)	1,121kg (H21)	1,154kg (H22)	1,243kg (H23)	1,357kg (H24)	802 kg
環境家計簿コンテスト参加世帯数 ※2	24 世帯 (0.08%) (H21)	—	—	—	—	116 世帯 (0.4%)

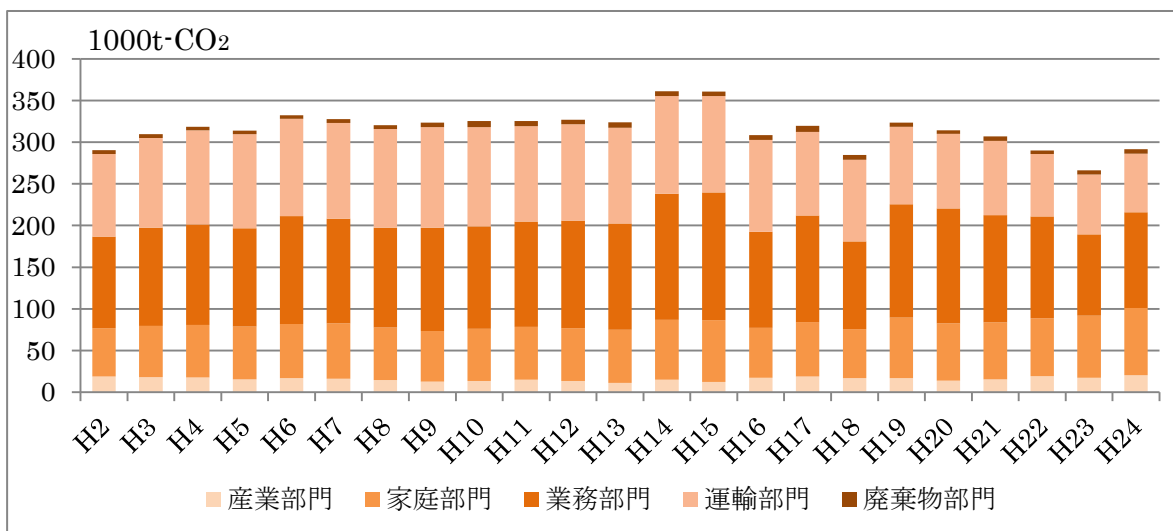
※1 基準値及び実績はオール東京 62 市区町村共同事業が公表する最新の推計データを利用して求める

※2 環境家計簿コンテストは基準年度のみ実施

(参考) 市民一人あたりの CO₂ 排出量 (オール東京 62 市区町村共同事業公表データより作成)



(参考) 部門別 CO₂ 排出量の推移 (オール東京 62 市区町村共同事業公表データより作成)



■成果指標

		基準値	H23	H24	H25	H26	H27 目標	
環境指標の達成 ※	大気	燃料中硫黄分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		二酸化窒素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	水	地下水	100%	94.7%	94.0%	95.3%		96.7%
		工場排水	達成	100.0%	100.0%	95.5%		95.5%
	騒音	航空機騒音		33.3%	50.0%	50.0%		50.0%
		主要な道路騒音		78.3%	80.4%	84.8%		82.6%

※ 各セルの数値は、観測数（観測地点数または同一地点における観測回数×観測項目数）に対する、各項目の基準値を達成できた観測数の割合

■概況

目標1「地球温暖化対策への取り組み」については、平成27年度における市民一人あたりのCO₂排出量目標値の802kgに対して、推計の最新年次である平成24年度には1,357kgと、大きく上回っています。平成25年度以降の推計値はまだ公表されていませんが、東京電力の排出係数が大きくなることが予測され、このままでは達成が困難です。東日本大震災以降、市民の間で節電意識が高まったとは言え、再生可能エネルギー設備の積極導入をはじめとするエネルギー需給の抜本的見直しがなければ、温室効果ガス排出量の大幅削減は難しいと言えます。また、進行管理に使用するデータ（オール東京62市区町村共同事業公表データ）では横田基地排出量が全て福生市に含まれているという課題もあります。

目標2「公害防止・有害化学物質対策」については、大気・水質については徐々に状況が改善していることが認められます。しかし、騒音については環境基準の達成率が低いままであり、特に航空機騒音については達成率が顕著に低く、市民の満足度も低くなっています。また、PM2.5や放射線量など新たな課題も生まれました。

■課題

- 平成23年の東日本大震災以降、エネルギー政策・地球温暖化対策への関心は国内全体で高まっています。福生市でも地球温暖化対策への様々な取り組みを、異なる角度から継続して行っていく必要があります。

第4節 「計画の推進」分野の進捗と課題

1 計画の推進・環境まちづくりの展開

目標1 環境教育・学習の推進

目標2 パートナーシップの確立

目標3 計画推進体制の確立

■概況

目標1「環境教育・学習の推進」については、理科教育支援員の配置や環境学習教員研修の実施、学習指導市民講師（NPO 法人）による指導の実施など、学校における環境教育の推進のための支援策が着実に進展しています。地域・市民の環境学習の推進に関しては、特に子どもや親子を対象とした学習・参加の機会が拡充されています。

目標2「パートナーシップの確立」については、計画に挙げられた多くの事業が実施され、多方面で市民との協働が実現しています。市民主体の事業として成熟し、行政が側面支援を行うのみになった取組みもいくつか出始めています。しかし、参加メンバーの固定化・高齢化といった課題も顕在化しており、より多くの市民が参加しやすい仕組みづくりが求められています。

目標3「計画推進体制の確立」については、平成24年度以降、中期実施計画に沿った実績評価のとりまとめと公表を行っています。環境マネジメントシステムの LAS-E（Local Authority's Standard in Environment の略：環境自治体スタンダード）運用についても平成24年度から第2ステージに完全移行し、環境基本計画の施策事業を市民監査で点検評価する試みを実施しました。平成26年度からは LAS-E を土台に市独自の環境マネジメントシステム「F-e（Fussa environmental management system の略）」を構築し、運用しています。このことにより、市が事務事業の中で実施する CO₂削減の取り組みと、市民と協働で進める環境活動に重点を置いた点検評価を行う仕組みが構築されました。また、「かんきょう通信」の市民編集員による編集・発行も定着し、計画推進体制のレベルアップは進展していると言えます。

戦略プロジェクトの進捗と課題

戦略プロジェクトは、実行の意思やロードマップが明確でインパクトのある取り組みとして第1期中期実施計画の核となる施策群に位置づけられたものです。第1期中期実施計画に掲げられた3つのプロジェクト群と7つのサブプロジェクトについて、その進捗と課題をまとめます。

1. 地球にやさしいライフスタイル転換プロジェクト

(1) ごみを資源化する

ごみの資源化については、分別品目の増加などリサイクルシステムの拡充や、最終処分におけるエコセメント化が進められてきました。平成26年度から、ごみ収集体制の見直しを行い、ごみの収集量が減り資源化率が向上するなど成果がみられ、福生市の廃棄物行政は新たな転換期を迎えています。生ごみの資源化や食品廃油リサイクルについては、情報収集を行うなど検討しました。市全体を対象に事業化するのは課題が多く難しい面がありますが、今後も福生市に適した活用方法について検討していく必要があります。

また、新たな収集体制の定着を図るとともに適正な中間処理を進めていくうえで資源化を更に推進していくことが重要です。

(2) CO₂を削減する

CO₂削減については、平成25年度、26年度の2か年で市道の道路照明灯の全面LED化を実現したことにより、LED設置前の平成24年度と比べ、CO₂排出量は年間で約830tが削減できる見込みです。また、LEDの寿命は20年と長く、補修にかかる維持費も削減できます。電気代は年間で約3,800万円の削減の見込みです。公共施設等の改修に伴い、太陽光パネルやLEDの設置等、CO₂削減に向けた取り組みが進んでいます。その他に、みどりのカーテンコンテストや福生まちなか涼み処・温み処など体験型の啓発を実施しました。

新エネ・省エネ機器導入促進については、平成26年度から助成事業を商工会に移管して継続しています。

家庭部門のCO₂排出量は増加傾向にあるため、さらに効果の高い啓発や学習機会の提供を進める必要があります。

(3) 自転車のまちをつくる

電動アシスト自転車レンタサイクルシステムは、実証実験を踏まえ平成26年度からサイクルシェアリング事業「たっけー☆☆サイクル」として事業を本格実施しました。さらに、さらなる利便性の向上を図るため、要望の高かった南田園エリアに福祉センター駐車場内ステーションの増設及び牛浜駅東口自転車駐車場内から牛浜駅舎下へのステーションの移設を行い、市内5か所に拠点を整備したことで、市内のほぼ全域で利用できるようになりました。

今後は、利用拡大の周知に努めるとともに事業成果を検証しながら、実施していく必要があります。

2. 自然や緑を守りつくるプロジェクト

(1) 湧水を守る

湧水調査が大学との連携により復活し、取り組みが前進しました。今後も調査を継続するとともに、市民の関心を高め参加を促すような新たな枠組みを構築する必要があります。

(2) 自然を守りつくる

緑の基本計画が平成 25 年度に改定され、新たな計画のもとに緑の保全が進められています。今後は、保存樹林・樹木や生垣など個人所有の緑を地域全体で守る仕組みの検討や、公園や緑地など広がりのある緑について保全方針を市民と共有しながら守っていくことが求められます。

3. 福生らしい水辺の景観づくりプロジェクト

(1) 熊川分水を活かすまちをつくる

熊川分水については、開渠部分の一部について所有者と協定を締結し保全を進める取り組みが始まりました。

(2) 玉川上水沿いに遊歩道をつくる

玉川上水の遊歩道化や散策路のネットワーク化については、都が玉川上水を所有しているということもあり、具体的な進展がない状況です。

4. 戦略プロジェクトの総括

7つのサブプロジェクトのうち、特に「自転車のまちをつくる」ではサイクルシェアリングが実証実験を経て本格導入されたという成果が得られました。また、「湧水を守る」では湧水調査が大学との連携により復活し、「熊川分水を活かすまちをつくる」では保全協定の締結が実現するなど、プロジェクトの実践により、複数の新たな仕組みが確立しました。第2期中期実施計画以降は、これらの新たな仕組みを活用して、各分野の施策の進展を図っていきます。

また、「ごみを資源化する」の生ごみ資源化や「玉川上水沿いに遊歩道をつくる」については現時点では制約が多く、早期の実現が困難な取り組みもあります。その他のプロジェクトについても、第2期中期実施計画では分野別施策の中で引き続き検討を深めていきます。

第2章 第2期中期実施計画の施策

第2期中期実施計画のポイント

第1期中期実施計画の施策の進捗状況や取組みに際しての課題、「福生市環境基本計画第2期中期実施計画に向けた市民提言」における提案を踏まえて、第2期中期実施計画は以下の基本方針に沿って策定しました。

1. 分野ごとの目標（将来像）と施策の関係を明確化

- ・ 福生市環境基本計画では、3つの施策分野の下に各2つの大項目が設定されており、これらについて将来的に実現すべき「基本的な考え方」が示されています。
- ・ 第2期中期実施計画では、この「基本的な考え方」に向かって5年間で何を実現すべきかを明確にし、「第2期中期実施計画における目標」として記述しました。各分野に共通する考え方は次のようなものです。
 - ✓ 水辺や緑などの質を向上させる（「量の確保」から「質の向上へ」）
 - ✓ 市が主体性を発揮できる施策に注力する
 - ✓ 市民の行動を促すような情報発信、参加の場づくりを進める（「知る」から「動く」への転換）
- ・ 分野別施策は、この5年間の目標達成に向けた具体策として位置づけます。

2. 進行管理をスリム化

- ・ 分野別施策の進展状況を測る「管理指標」を設定しました。管理指標は市が把握できる（データ提供を受けられるものを含む）ものとし、データを管理する担当課を設定しました。
- ・ 関連計画等の中でデータを取得・管理している管理指標については、そのデータを活用することとします。
- ・ 環境教育・学習の推進やパートナーシップに関する施策については、可能な限り分野別施策に落とし込み、事業の重複が生じないようにします。

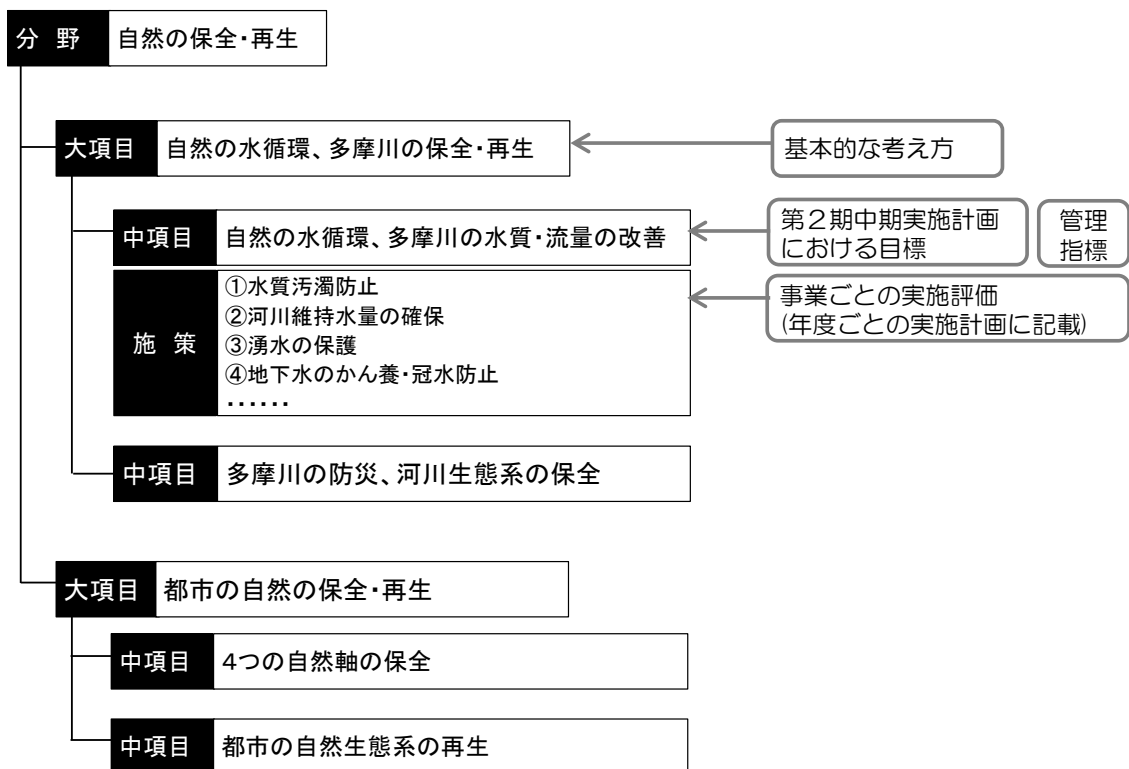
○分野別施策の記載内容について

福生市環境基本計画では、「自然の保全・再生」「潤い豊かな安心できるまちの創造」「暮らし方の変革・地球システムへの適合」という3つの施策分野があり、このそれぞれに2つの大項目が設定されています。各大項目にはそれぞれ2つの中項目が設定されており、中項目の中に市が取り組む施策群を整理しています。

- 大項目ごとに「基本的な考え方」を示しています。これは福生市環境基本計画の策定時に掲げられた目標であり、おおよそ20年間の計画期間を通して目指していく望ましい環境像です。
- 中項目ごとに「第2期中期実施計画における目標」を示しています。これは、望ましい環境像の実現に向けて、第2期中期実施計画の期間中（平成28年度～32年度）に達成したい環境または社会の状況を表したものです。
- 「第2期中期実施計画における目標」の達成状況を客観的に評価できる指標として、「管理指標」と目標値を設定しています。

- ・ 福生市環境基本計画では、分野ごとに達成すべき環境状態を短期・中期・長期の3段階に分けて目標設定しています。第2期中期実施計画により達成すべき目標としては、このうち長期目標をベースに5年間の施策実施により実現できる水準を設定しています。
 - ・ 指標と施策・事業の関係を明確にするため、ここでは成果指標（施策の実施によりもたらされる環境・社会の変化）を管理指標としました。実施評価（事業の実施量など）は、年度ごとに実施する進捗状況評価の中で確認していくこととします。
 - ・ 管理指標はデータの把握を担当する課を設定し、年度ごとに把握可能なものについては進捗状況評価の中で確認します。
- 市民や事業者などと行政が協働して取り組む施策については、「パートナーシップ事業」として位置づけています（単なる委託事業を除く）。

図表：施策体系のイメージ



第1節 自然の保全・再生

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

■基本的な考え方

多摩川は、福生市にとり唯一まとまって残された水辺空間です。川が自らを形成する機能を損なわない形で、治水・利水・環境のバランスを保ち、以前のような清流と河原を再生するとともに、川と親しむことができる環境を整えます。また、緑地の確保をはじめ雨水の地下浸透等により自然な水循環を確保します。

(1) 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 市が主体性を発揮できる地下水のかん養や湧水保護といった、水循環の回復・保全に関わる取り組みを強化します。
- ▶ 川の上流から下流へのつながりや湧水・河川と生活の関わりを意識できるような情報発信により、市民の行動を促します。

■管理指標と目標値

管理指標	現況 (H27)	目標値 (H32)	担当課
河川維持水量 (羽村取水堰放流水)	4 m ³ /秒	4 m ³ /秒	まちづくり計画課
湧水地点数	9 か所	9 か所	環境課
河川環境や水循環に関心を持ち、生活の中で配慮している市民の割合 ※	—	36.3%	環境課

※ 次回改定（第3期中期実施計画策定）時に実施する市民意識調査において項目設定する

■施策

施策	内容	担当課
①水質汚濁防止	下水道への油や界面活性剤、洗車等による汚染物の混入防止のため、市民・事業者への啓発を強化します。雨水枡への汚濁物質流入を防ぎ河川の水質を向上させるため、水の繋がりが意識されるような表示の設置や情報発信について検討します。	施設課
②河川維持水量の確保	河川維持水量の確保に向け、関係自治体との連携やあらゆる機会を捉えて、継続して関係機関に働きかけます。	まちづくり計画課

③湧水の保護	清岩院など拝島段丘の崖線に連なる湧水群及びその周辺環境保護を図る保全に向けて、情報収集を行います。	まちづくり 計画課
	市内9か所の湧水について定期的なモニタリングを実施し、湧水地点の保護に繋がる情報を蓄積します。また湧水周辺の環境が適切に維持されるよう、管理者・地権者と連携して対策に取り組めます。★	環境課
④地下水の かん養・冠水防止	「総合治水」の観点から、一般宅地での雨水浸透ますの設置助成及び宅地開発における雨水浸透施設設置の指導を行います。	施設課
	東京都環境確保条例に基づき、地下水の揚水量指導に努めます。	環境課
⑤雨水の一時貯留、利用の促進	治水対策及び地球温暖化対策として実施します。 →P33	—
⑥水循環の学習促進	多摩川上流水再生センターの見学等により、下水道や雨水枡と河川の繋がり、地下水保全等に関する学習機会を提供します。 学習内容の例： ・多摩川・湧水とくらし ・水つながり	施設課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
湧水モニタリング	環境課	研究機関等

(2) 多摩川の防災、河川生態系の保全

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 市民が河川環境や生態系に親しむ機会を拡充し、保全活動への参加を促します。
- ▶ 希少種保全をはじめとする河川植生の再生の取り組みは、その意義を理解し主体的に関わる市民を増やし、パートナーシップで進めます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値 (H32)	担当課
水生生物調査による水質判定階級	I (きれいな水)	I (きれいな水)	環境課
川の自然観察等への参加者数	584人 (H26)	680人	環境課

■施策

施策	内容	担当課
①水害予防対策	用水堰による堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強の実施および生態系に配慮した工法の採用について、継続して関係機関に働きかけます。	まちづくり計画課
②防災意識の高揚	市民の防災意識の高揚に向けて、防災マップ・ハザードマップの普及や広報等による平時の情報提供に努めます。	安全安心まちづくり課
③川の自然観察等の促進	福生水辺の楽校の学習プログラムや多摩川サポーターズ等の活動を通し、川とその周辺の自然環境、生きものへの親しみ、生物多様性への理解を深めます。イベント等の参加者がより主体的に学習や保全活動などを継続できるよう働きかけます。★ 学習内容の例： ・カワラノギクの希少性 ・福生の自然の「今・昔」	環境課
④河川環境保全活動の推進	河川植生の再生を促進するため、市民による河川一斉清掃の実施を支援します。	道路公園課
	カワラノギクの絶滅を回避するため、市民、研究者、行政が協力し保全・復元作業を行います。生育環境を保全しつつ多くの市民が関われる活動を支援します。★	環境課
⑤多摩川に関する学習拠点の運営	多摩川をフィールドとした環境学習・研究活動や情報発信の拠点として、川の志民館の管理運営を行います。	環境課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
福生水辺の楽校、多摩川サポーターズ	環境課	市民、NPO 等
河川一斉清掃	道路公園課	市民
カラノギク保全活動	環境課	市民、大学等研究機関、NPO 等、河川管理者

2 都市の自然の保全・再生

■基本的な考え方

市に残された緑地は、市民の憩いの場であると同時に、ヒートアイランド現象を緩和する機能、生き物の希少な棲家であるなど多様な役割を担っています。福生市の自然条件や市民ニーズに合うように利用・管理のあり方を再考するとともに、緑の基本計画等に沿い、4つの樹林軸の保全、公園等を生かした都市の自然生態系の保全を図ります。

(1) 4つの自然軸の保全

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ これまで可能な限り拡大してきた樹林地や身近な緑について、関係する市民と場所ごとの特性に応じた保全方針を共有しながら、質の向上を進めます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
市域に占める空から見た緑と水の割合 ※	28.6% (H25)	現状維持	まちづくり計画課
保存樹林地面積	6,149 m ² (H26)	現状維持	環境課
保存生垣延長	3,143m (H26)	現状維持	環境課

※ 緑の基本計画にて数値の把握を行う

■施策

施策	内容	担当課
①樹林地等の開発抑制・保全	東京都景観保全条例による規制、福生市宅地開発等指導要綱による指導と合わせ、保存樹林制度の継続、緑地保全地区の指定などにより、樹林地等の保全と開発抑制を図ります。	まちづくり計画課
	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地区の指定、生垣保存協定補助を継続します。また、生垣や保存樹林地の保全活動を所有者以外の市民が支える方策を検討します。	環境課

(2) 都市の自然生態系の再生

■第2期中期実施計画における目標

- 身近な公園の維持管理については、公園ボランティア等の制度を充実させ、市民による維持管理活動の質を高めます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所※	43 か所 (H25)	49 か所 (H35)	道路公園課
市域に占める利用できる水と緑の割合※	10.3% (約 106ha) (H25)	10.9% (約 112ha) (H35)	まちづくり計画課

※緑の基本計画にて数値の把握を行う

■施策

施策	内容	担当課
①街区公園等の維持管理	緑の基本計画に基づき、市街地の身近な公園を適正に維持管理します。また、公園ボランティア等の情報交換を促進し、公園や雑木林における生物多様性の状況の共有、公園の特性に応じた管理方法の検討、活動に対する支援情報の提供など、公園ボランティア制度の充実を図ります。★	道路公園課
②自然再生事業の展開	都市計画公園や都市緑地などの樹林地や草地などにおける萌芽更新など自然再生の取り組みを推進します。従来の植生に配慮し、その場所に適した手法による保全を進めます。行政、市民ボランティア、委託事業者の役割と作業分担を明確にし、効果的な取組を進めます。★	道路公園課
③生態系の調査・研究の推進	東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、アライグマとハクビシンの捕獲防除を行い、生態系の保全、農業被害の予防を図ります。また、市民と協働した防除活動のあり方について検討を行います。★	環境課
	地域猫の会の取り組みを拡大し、飼い主のいない猫の適正な飼養管理を推進するとともに、飼い主のモラル向上を働きかけます。★	環境課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
公園ボランティア	道路公園課	公園ボランティア、萌芽会
外来生物防除	環境課	市民、NPO 等
地域猫活動	環境課	地域猫の会

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

■基本的な考え方

長い歴史の中で形作られてきた街の様々な表情は、市民の暮らしの中で散策の楽しみや潤いのある雰囲気をもたらす大切な生活環境です。美しい都市景観の確保や、玉川上水や熊川分水などを活かした福生らしさを大切にしたまちづくりを進めます。

(1) 景観まちづくり

■第2期中期実施計画における目標

- 景観まちづくりの取り組みに関わる事業や組織の関係を明確にし、自然・歴史・文化的景観資源を活かしたまちづくりについて実現可能なものから順次進めていきます。
- ごみのポイ捨てや歩行喫煙など個人のマナーやモラルの向上を働きかけます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
地区計画策定数	2件 (H25)	3件 (H31)	まちづくり計画課
福生らしい景観の保全に満足している市民の割合※	43.0% (H26)	50% (H32)	環境課

※ 次回改定（第3期中期実施計画策定）時に実施する市民意識調査において項目設定する

■施策

施策	内容	担当課
①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	まちづくり景観推進連絡会などの推進体制により、自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用を進めます。★	まちづくり計画課
	樹木診断や害虫駆除等の適切な管理を実施することにより、多摩川堤防沿いの桜の長寿命化と保全を図ります。	道路公園課
	市民ボランティアガイドによる市内文化財ツアー等の実施により、市民等を対象とした学習機会を提供します。	生涯学習推進課
②屋外広告物の規制	違反広告物撤去協力員制度を継続し、道路沿線の捨て看板、街中の貼り紙など景観を阻害する違反広告物の撤去を進めます。★	道路公園課

③清潔で美しいま ちの維持	町会・自治会による統一美化キャンペーンを継続するとともに、廃棄物減量等推進員の機能強化や道路美化ボランティア等との連携について検討し、ごみが捨てられにくい環境を維持します。★	環境課
	道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理の拡充を図ります。★	道路公園課
	住民の福祉及び連帯意識を高め地域活性化につなげるため、町会・自治会が行う各種事業を支援します。★	協働推進課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
景観まちづくり事業	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会
文化財ツアー	生涯学習推進課	市民ボランティアガイド
違反広告物の撤去	道路公園課	違反広告物撤去協力員
統一美化キャンペーン	環境課	町会・自治会 廃棄物減量推進員 道路美化ボランティア
地域活性化交付金事業（環境衛生事業）	協働推進課	町会・自治会

(2) 玉川上水などを活かしたまちづくり

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 市内の遊歩道、散策路の整備とネットワーク化を念頭に置き、その一環として玉川上水や熊川分水の沿川整備や散策ルート設定を実施します。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値 (H32)	担当課
熊川分水の保全予定区間における協定締結数	2か所	6か所	まちづくり計画課

■施策

施策	内容	担当課
①玉川上水沿いの遊歩道化	国指定史跡文化財「玉川上水」を市全体の歴史的環境・自然環境保全のシンボルとして捉え、景観推進連絡会及び玉川上水・熊川分水に関わる市民団体と連携して散策コースの検討を進めます。★	まちづくり計画課
②散策路のネットワーク化	緑の多い安心して歩ける道、玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶことで、福生の自然・歴史に親しみながら市内に賑わいを生み出す散策ルートを検討し、発信します。★	まちづくり計画課 シティセールス推進課
③熊川分水を活かすまちづくり	熊川分水の保存や水辺の環境整備、安全な歩行空間づくりのモデル的な取り組みを実施し、熊川分水の保全に努めます。	まちづくり計画課 道路公園課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
散策路ネットワークの検討	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会

2 安心して歩ける道・緑のまちづくり

■基本的な考え方

道路は、車の通行だけではなく、歩く人や車いすの人、自転車などが安全に通行でき、木陰や賑いのある公共空間として機能することが大切です。車優先の都市から、全ての人にやさしい、環境に配慮した都市構造の創造をめざします。また、都市緑化の推進や都市農業の確保により潤いのある市街地形成をめざします。

(1) 安心できる道路・都市施設の整備

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 車優先から人優先の都市構造へのシフトを進めるため、生活道路や中心市街地の「歩行者・車いす優先」の整備を進めます。
- ▶ 人が集まる活気のある市街地を形成するため、中心商業地区における賑いを創出します。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
公共施設のバリアフリー化率	5 / 16 施設 (H25)	8 / 16 施設 (H31)	社会福祉課
バリアフリー対応歩道の市道延長	6,788m (H25)	8,859m (H31)	道路公園課
狭あい道路路線数	279 路線 (H26)	274 路線 (H31)	道路公園課
コミュニティビジネスの新規創業数 (累計)	2 件 (H26)	8 件 (H32)	シティセールス推進課

■施策

施策	内容	担当課
①バリアフリーの推進	バリアフリー推進計画に基づき、関係機関等と連携して公共施設、公園、道路、公共交通など、まちのバリアフリーを総合的に進め、誰もが安心して生活し、移動できる都市づくりを目指します。	社会福祉課
②中心商業地区の安全化・快適化	商工会と連携した経営支援及び創業支援、商店街等で実施されるイベントの支援、商店街を含む回遊型観光の情報発信などを通じて、商店街の振興を図ります。★	シティセールス推進課
③生活道路の安全化	地域や警察署と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、生活道路の安全化を推進します。	道路公園課

④耐震化の促進	耐震改修促進計画に基づき、市内の建物の耐震化を進めます。	まちづくり 計画課
---------	------------------------------	--------------

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
中小企業振興資金利子補給及び信用保証料補助	シティセールス推進課	商工会

(2) 緑豊かな優れた居住環境づくり

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 土地利用や周辺環境に即した緑の維持・向上を図り、市内緑地全体の環境改善を促します。
- ▶ 市民、市民団体、行政等が連携した生産緑地を始めとする農地の保全に取り組みます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
緑視率 ※	約3% (H25)	約8% (H35)	まちづくり計画課
市域における農地の減少率	年平均3% (H12-22)	年平均2% (H23-32)	シティセールス 推進課

※ 緑の基本計画において数値を把握する

■施策

施策	内容	担当課
①住宅や事業所などの緑化	緑あふれる市街地形成のため、宅地開発等指導要綱に基づく事業者への指導を行うとともに、地区計画等による地域の緑化を促進します。	まちづくり 計画課
②公共施設等の緑化	公共施設については可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進します。国や都の公共施設における積極的な緑化を要請します。	まちづくり 計画課 施設所管課
③生産緑地の保全・活用	農業振興計画に基づき、生産緑地など農地を保全するとともに、営農への意欲向上を図るなど都市農業への支援策を検討します。	シティセー ルス推進課
④花や緑のあるまちづくり	花いっぱい運動など市民団体や町会・自治会による取り組みを支援するとともに、花苗の生産委託により市内農家の支援を継続します。★	環境課 シティセー ルス推進課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
花いっぱい運動	環境課	町会・自治会、市民団体

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

■基本的な考え方

市民・事業者が参加しやすい、分かりやすい手法でごみの減量化・資源化の取り組みを進めることが大切です。ごみ問題への理解をはじめ、発生抑制、適切な資源化・処分を図り、大量生産・消費・廃棄から資源循環型社会への転換を着実に進めます。

(1) ごみの発生抑制・処理負担の適正化

■第2期中期実施計画における目標

▶平成26年4月にスタートした新たなごみ収集体制のもと、適正な分別と資源化を継続します。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
ごみ排出量（資源ごみを除く）	16,277 t	15,000 t（H31）	環境課
（1人1日当たりごみ排出量）	（760.9 g）	（728.7 g）	

■施策

施策	内容	担当課
①ごみを減らす生活の呼びかけ	ごみ問題や取り組み成果の情報を分かりやすく発信するとともに、ごみの発生抑制につながる消費行動や事業活動を呼びかけるため、市民の目に届く手法を工夫します。 広報内容の例： ・食品廃棄物を減らすコツ ・ごみを出さない買い物のコツ	環境課
②事業系一般廃棄物の減量	事業系一般廃棄物処理計画の指導や収集段階での直接指導により、事業者の排出責任に対する理解を深めます。拡大生産者責任に基づく事業者責任の強化・明確化など自治体に配慮した制度の着実な実施を関係機関に要請します。	環境課
③ごみに関する学習機会の提供	ごみ問題の理解やごみを出さない暮らし方に関する継続的な学習を推進するため、副読本を作成し小学校での活用を推進します。	環境課

(2) 資源化・適正処理のためのシステム構築

■第2期中期実施計画における目標

- ▶平成26年4月にスタートしたごみ収集体制の効果を踏まえ、さらなる資源化・循環型社会形成の取り組みの可能性を探ります。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値	担当課
総資源化率	37.0%	42.0% (H31)	環境課

■施策

施策	内容	担当課
①分別による資源化	ごみの適切な資源化・処理が行われるように、排出時点での混入を防止するため分別・収集区分を明確化します。新たな資源化品目の追加について検討します。	環境課
②バイオマス資源化	剪定枝についてはリサイクルセンターにおける回収、資源化の周知に努め、リサイクルシステムの確立を目指します。生ごみについては福生市に適した活用方法について引き続き検討します。	環境課
③地域リサイクルシステムの強化	市民・事業者等による地域での再使用の促進や資源リサイクルシステムの強化に努めます。	環境課
④適正な中間処理、最終処分の推進	エコセメント化など、最終処分場の延命化を進めるとともに、有害ごみ等の処分の適正さを確保する監査に努めます。また、焼却処分を行っていたし尿処理について、今後堆肥化を検討していきます。	環境課

2 地球環境問題・公害等への取り組み

■基本的な考え方

温室効果ガス等の削減をめざし、エネルギー・交通問題への取り組みを強化します。また、公害防止をはじめ有害化学物質の環境への拡散を防ぎ、地球システムへ適合する持続可能な都市をめざします。

(1) 地球温暖化対策への取り組み

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 近年のエネルギー需給や地球温暖化対策に関する国内外の議論などを踏まえ、地球温暖化対策の方針を明確にして取り組みます。

■管理指標と目標値

管理指標	現況	目標値 (H32)	担当課
市民一人当たりの CO ₂ 排出量 (横田基地分を除く民生家庭部門) ※	1,189kg-CO ₂ (H24)	784kg-CO ₂	環境課
市有施設の温室効果ガス排出量 (市地球温暖化対策実行計画)	3,967,567kg-CO ₂ (H26)	4,190,723kg-CO ₂	環境課

※ オール東京 62 市区町村共同事業が公表する最新の推計データを利用して求める

■施策

施策	内容	担当課
①地球温暖化対策の枠組みの明確化	市域の温室効果ガス排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業が公表する最新の推計データを利用し進捗管理を行います。また、市有施設の温室効果ガス排出量は、市地球温暖化対策実行計画に基づき、進捗管理を行います。エネルギー需給構造やエネルギー制度改革などの大きな社会情勢の変化や市の重点政策（定住化促進、再開発等）の成果を踏まえて、市のエネルギー政策の長期的方向性について情報収集を行います。	環境課
②省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換	地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設におけるエネルギー利用の効率化を推進します。福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針の徹底を図り、公共施設の新築、大規模改修、設備更新時における省エネルギー（雨水利用を含む）、再生可能エネルギーへの転換を進め、実施状況の把握を行います。	環境課 施設所管課

	市民、事業者における省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換を支援するため、継続的な情報提供やみどりのカーテンコンテスト等のキャンペーン展開に努めます。★	環境課
③省エネカーの普及	自動車交通による大気汚染物質、温室効果ガスの排出を低減するため、公用車における省エネカー導入を積極的に進めます。	契約管財課
	電気自動車の普及促進のため、電気自動車用急速充電器利用サービスを周知し、利用者の拡大を図ります。	環境課
④自転車のまちづくり	自動車依存から自転車使用の促進を目指し、自転車のまちづくりに取り組みます。	まちづくり 計画課 道路公園課 環境課
	自転車を安心して快適に利用できるまちづくりを目指し、放置自転車対策に取り組みます。都と連動した駅前放置自転車クリーンキャンペーンや商店街への協力要請、市内の放置自転車集中箇所における情報収集等を進めます。	安全安心まちづくり課 道路公園課
	自転車の安全な利用と自転車のまちづくりについて利用者の視点から考えるきっかけづくりのため、主に児童生徒を対象に学習機会を提供します。 学習内容の例： ・自転車のマナー教室（走行ルール、市内の走行体験） ・中学生交通安全教室（スタントマンによる事故の再現等）	安全安心まちづくり課
⑤公共交通の利用促進	鉄道・バスの利便性向上に向けた働きかけを継続し、公共交通の利用促進を目指します。	企画調整課
⑥気候変動への適応	国の気候変動適応計画の策定動向を踏まえ、気候変動適応策の検討に向けた情報収集を行います。	環境課

※パートナーシップ事業に★

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
みどりのカーテン大作戦	環境課	福生スクラム・マイナス50%協議会
家庭の省エネルギー情報発信	環境課	市民団体等

(2) 公害防止・有害化学物質対策

■第2期中期実施計画における目標

- ▶ 大気、水、騒音の各基準項目について確実な測定、データ蓄積を行うとともに、時代の変化や市民ニーズに応える有害物質等の測定・公表を行います。

■管理指標と目標値

管理指標		現況 (H26)	目標値 (H32)	担当課	
環境基準 達成率 ※	大気	燃料中硫黄分	100.0%	100%	環境課
		二酸化窒素	100.0%		
	水	地下水	96.7%		
		工場排水	95.5%		
	騒音	航空機騒音	50.0%		
		主要な道路騒音	82.6%		

※ 各セルの数値は、観測数（観測地点数または同一地点における観測回数×観測項目数）に対する各項目の基準値を達成できた観測数の割合

■施策

施策	内容	担当課
①公害防止対策の推進	各環境状況の観測・調査により実態を把握し、対策の基礎とするとともに、原因者への指導の徹底、市民・事業者への啓発を行います。また、横田基地における騒音被害を低減する要請を継続します。	環境課 企画調整課
②有害化学物質対策の推進	都環境確保条例に基づき事業所報告を指導するとともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集を行い、中小事業者や一般家庭向けに分かりやすい注意喚起を行い、市全体で有害物質の拡散防止に取り組みます。 広報内容の例： ・アスベストの危険性と処理方法	環境課

第3章 計画の推進・環境まちづくりの展開

第1節 環境教育・学習の推進

環境基本計画を推進するための合意の形成や環境まちづくりを担う人材発掘のきっかけづくり、施策の実効性を確保するため、環境教育・学習の総合的な展開を進めます。

テーマ別の環境教育・学習は分野別施策を推進する方策として位置づけられるため、ここでは分野を限らず環境に関わる総合的な学びの機会や、環境教育・学習の推進に関わる仕組みづくりについて整理します。

環境基本計画に掲げられた長期目標は、「すべての学校での環境教育の推進・定着」「市民講師等の確保」であり、これまでにほぼ達成されていると考えられます。次の5年間は、これまでの実績を途切れさせないこと、学校や地域における学習を支える仕組みを確立することを目指します。

■管理指標と目標値

環境教育・学習の成果は各分野の施策の結果として現れてくるものと考え、ここでは管理指標を設定しません。個別の事業・取り組みの目標は年度ごとに設定し、評価していきます。

■施策

施策	内容	担当課
①学校における環境教育の推進	学校での環境教育を充実するため、環境教育を支援する体制の整備を継続します。 具体的な取り組み： ・ 環境学習教員研修 ・ 理科支援員の配置	教育指導課 環境課
	学習指導要領に基づく環境教育とあわせて、地域の特色を生かした学校独自の環境学習の取り組みを支援します。 具体的な取り組み： ・ 学習指導市民講師による指導	教育指導課
②地域における環境学習の推進	福生市の自然の状況やごみの問題、地球環境問題などについて知り、行動のきっかけを作る情報発信を進めます。★ 具体的な取り組み： ・ ふっさ環境フェスティバル ・ 「福生市の環境」の発行 ・ 市民編集員による「かんきょう通信」の発行	環境課
	子どもや親子を対象に、市内外のフィールドにおける学習機会を提供します。 具体的な取り組み： ・ 夏休み自然体験教室 ・ 夏休み子ども見学会	生涯学習推進課 公民館

	大人の学習意欲を引き出し、楽しみながら学び行動できるきっかけとなるような講座や企画、展示を展開します。	生涯学習推進課 公民館
③環境学習を支える人材の確保	環境学習講座等の中で環境保全活動の実践や講師となりうる人材を育成するとともに、すでに活躍している人材のネットワークを整理する、環境学習を支える人材の継続的な確保を図ります。★	環境課

★パートナーシップ事業

事業名	担当課	協働先
ふっさ環境フェスティバル	環境課	市民、NPO、事業者等
かんきょう通信	環境課	市民編集員
環境学習講座	環境課	市民、NPO等

第2節 計画の推進

1 定期的な評価の実施

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で定期的な評価を実施します。

①年度実行計画の作成

本計画に記載された施策について、各担当課が年度ごとに実施する事業を設定し「実行計画」を作成します。実行計画の作成に当たっては、第2期中期実施計画の目標（管理指標）を達成するために必要な取り組みを5年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実行計画には、分野名、施策名、施策の内容、施策の管理指標、事業名、年度計画（具体的な事業実施内容）、当年度の目標、担当課・係、事業予算を記入します。当年度の目標は、可能な限り定量的な把握ができるものとします。

事務局（環境課環境係）は各課から提出された実行計画を取りまとめます。

②事業の実施

①で作成した年度実行計画に基づき、各担当課において事業を実施します。

③事業実績の報告

会計年度終了後に、各担当課が当年度実行計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、当年度の事業実施結果、決算額、目標の達成状況、施策の管理指標の達成状況（データ担当課のみ）、事業の翌年度及び翌々年度の計画を記入します。

事務局（環境課環境係）は各課から提出された実績報告を取りまとめます。

※パートナーシップ事業に位置づけられた事業については、「環境協働報告書（結果）」の作成・提出をもってこの事業実績報告の提出とみなします。

※本計画以外の計画で数値を把握することになっている管理指標とその関連事業については、当該計画の進捗管理における実績報告の内容を記入します。

④環境審議会および環境事業推進会議での検討

環境審議会および環境事業推進会議（座長：生活環境部長）において、担当課による実績報告（自己評価結果）をレビューし、必要に応じて次年度以降の事業内容や目標設定について意見を述べます。

また環境審議会および環境事業推進会議では、後述する市民組織による活動状況についても状況を把握し、活動の円滑な支援が行われるよう必要に応じた措置を取ります。

⑤評価結果のフィードバックと公開

④での討議結果や意見は、各担当課にフィードバックします。

年度実行計画の実績報告は、ホームページに掲載して市民に公開します。また「福生市の環境」において主要事業の実施内容を掲載します。

また、事務局（環境課）は計画の進捗状況に関する市民意見を受け付け、関係課等にこれを通知します。

2 計画の推進における市民活動

福生市環境基本計画等改定市民会議では、「福生市環境基本計画第2期中期実施計画に向けた市民提言」（平成26年度）で、市民がリードして進める取り組みを新・戦略プロジェクト（※）と位置づけ、平成27年度は、新たな動きとして各プロジェクトの事業化に向けた詳細を検討し、実践活動を行いました。

市民の主体的な活動が、今後、第2期中期実施計画を推進し、市民提言を深めるための取り組みとなり、この活動から行政と関係各機関・団体間の連携及び情報共有が促進され、各分野の施策を進展させる推進力として機能することを目指しています。

※【市民提言による新・戦略プロジェクト一覧】

分野	プロジェクト名
自然の保全・再生	水とみどりといきものを考えるプロジェクト
潤い豊かな安心できるまちの創造	福生の総合的なまちづくりへ向けた（観光まちづくり）散策ルートマップづくりプロジェクト
暮らし方の変革・地球システムへの適合	家庭のCO ₂ 削減プロジェクト

策定経過

福生市環境基本計画等改定市民会議の開催記録

第1回	平成26年 9月24日	・現行計画の位置づけについて ・担当課ヒアリングの準備
第2回	10月1日	・担当課ヒアリング
第3回	10月22日	・市民ニーズ調査結果 ・今後必要な取り組みの抽出 ・「市民提言（案）」の検討
第4回	11月5日	・新・戦略プロジェクトの抽出 ・環境教育、啓発内容の検討
第5回	平成27年 2月4日	・「市民提言（案）」の修正検討 ・新・戦略プロジェクトの具体化手順検討
第6回	5月15日	・新・戦略プロジェクトの年度目標設定 ・活動計画の検討
第7回～9回	6月～11月	班ごとに新・戦略プロジェクトに関する活動実施
第10回	平成28年1月	・各班の活動成果の共有 ・市民報告会に向けた準備作業
第11回	3月26日	・市民報告会の開催

福生市環境基本計画第2期中期実施計画改定の記録

平成27年 4月	・計画策定方針の検討 ・市民提言に基づく第2期中期実施計画施策リストの作成
5月～6月	・施策リストに関する担当課個別ヒアリングの実施 (施策の方向性、取り組み内容に関する調整)
6月～7月	・第2期中期実施計画骨子（案）の作成
7月	・第2期中期実施計画骨子（案）に対する担当課意見の集約 (一部、担当課個別ヒアリングの実施)
8月	・第2期中期実施計画（素案）の作成
9月～10月	・第2期中期実施計画（素案）に対する担当課意見の集約 ・第2期中期実施計画（素案）の修正
10月28日	・環境事業推進会議における第2期中期実施計画（素案）の意見集約
11月4日	・環境審議会における第2期中期実施計画（素案）の審議
11月24日	・第2期中期実施計画（素案）の庁議報告
平成28年 1月	・パブリックコメントの実施
2月1日	・環境事業推進会議における第2期中期実施計画（案）の報告
2月15日	・環境審議会における第2期中期実施計画（案）の報告
2月22日	・第2期中期実施計画の庁議決定

分野別施策の目標設定の考え方

1. 自然の保全・再生

管理指標	現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生					
河川維持水量（羽村取水堰放流水）	4 m ³ /秒 (H27)	4 m ³ /秒	4 m ³ に増加された放流水量を維持することを呼びかけます。	国土交通省京浜河川事務所	まちづくり計画課
湧水地点数	9か所 (H27)	9か所	目視で確認できる湧水地点の数を減らさずに保全することを目指します。	湧水調査	環境課
河川環境や水循環に関心を持ち、生活の中で配慮している市民の割合	—	36.3%	平成26年度に実施した「環境に関する市民意識調査」の「問6 関心のある環境問題」で「河川・水辺などの環境保全」を選択した割合は36.3%でした。関心のある市民すべてが行動を伴っている状態を目指します。	市民意識調査（平成32年度実施）	環境課
水生生物調査による水質判定階級	I（きれいな水）	I（きれいな水）	水辺の楽校で参加者とともに実施している生物調査の結果から判定される水質を、最上級のI（きれいな水）とします。すでに水質階級Iに属する生物が観測できることから、現状維持を目標とします。	国土交通省京浜河川事務所	環境課
川の自然観察等への参加者数	584人 (H26)	680人	水辺の楽校および多摩川サポーターズの活動に参加した延べ人数とします。	環境課調査	環境課
2 都市の自然の保全・再生					
市域に占める空から見た緑と水の割合	28.6% (H25)	現状維持	緑の基本計画の管理指標として設定されています。	緑の基本計画実績報告	まちづくり計画課
保存樹林地面積	6,149 m ² (H26)	現状維持	保存樹林地指定の対象樹林地面積（一般山林、宅地介在山林の合計）とします。	環境課調査	環境課

管理指標	現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
2 都市の自然の保全・再生					
保存生垣延長	3,143m (H26)	現状維持	生垣保存協定の対象生垣の延長とします。	環境課調査	環境課
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	43 か所 (H25)	49 か所 (H35)	緑の基本計画の管理指標として設定されています。	緑の基本計画実績報告	道路公園課
市域に占める利用できる水と緑の割合	10.3% (約 106ha) (H25)	10.9% (約 112ha) (H35)	緑の基本計画の管理指標として設定されています。	緑の基本計画実績報告	まちづくり計画課

2. 潤い豊かな安心できるまちの創造

管理指標	現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり					
地区計画策定数	2 件 (H25)	3 件 (H31)	総合計画における目標値として設定されています。	まちづくり計画課調査	まちづくり計画課
福生らしい景観の保全に満足している市民の割合	43.0% (H26)	50% (H32)	平成 26 年度に実施した「環境に関する市民意識調査」の「問 1 市の環境施策への満足度」で「福生らしい景観の保全」について「満足」「やや満足」と回答した人の割合は 43.0%でした。市民の半数程度が満足している状態を目指します。	市民意識調査 (平成 32 年度実施)	環境課
熊川分水の保全予定区間における協定締結数	2 か所	6 か所	保全予定区間内について確実に協定締結を実現することを目指します。	まちづくり計画課	まちづくり計画課

管理指標	現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
2 安心して歩ける道・緑のまちづくり					
公共施設のバリアフリー化率	5 / 16 施設 (H25)	8 / 16 施設 (H31)	総合計画における目標値として設定されています。(地域会館 10、市民会館公民館 1、図書館 2、体育館 3 の計 16 施設のうち半数以上)	社会福祉課調査	社会福祉課
バリアフリー対応歩道の市道延長	6,788m (H25)	8,859m (H31)	総合計画における目標値として設定されています。	道路公園課調査	道路公園課
狭あい道路路線数	279 路線 (H26)	274 路線 (H31)	総合計画における目標値として設定されています。	道路公園課調査	道路公園課
コミュニティビジネスの新規創業数 (累計)	2 件 (H26)	8 件 (H32)	平成 27 年度中に新規 1 件見込み、平成 28 年度以降は年間 1 件が新規創業することを目指します。	シティセールス推進課調査	シティセールス推進課
緑視率	約 3 % (H25)	約 8 % (H35)	緑の基本計画の管理指標として設定されています。	緑の基本計画実績報告	まちづくり計画課
市域における農地の減少率	年平均 3 % (H12-22)	年平均 2 % (H23-32)	農地は減少傾向にありますが、減少のスピードに歯止めをかけることを目指します。	固定資産概要調書	シティセールス推進課

3. 暮らし方の変革・地球システムへの適合

管理指標	現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進					
ごみ排出量 (資源ごみを除く)	16,277 t	15,000 t (H31)	総合計画における目標値として設定されています。	環境課調査	環境課
総資源化率	37.0%	42.0% (H31)	総合計画における目標値として設定されています。	環境課調査	環境課

管理指標			現況	目標値	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
2 地球環境問題・公害等への取り組み							
市民一人当たりの CO ₂ 排出量(横田基地分を除く民生家庭部門)			1,189kg-CO ₂ (H24)	784kg-CO ₂	オール東京 62 市区町村共同事業が公表する市の民生家庭部門 CO ₂ 排出量から横田基地分を除外(基地内人口(軍人・軍属・家族)と当該年 1 月 1 日時点の市内人口との比で按分)し、当該年 1 月 1 日時点の人口で割った値です。新エネルギービジョンにおける目標である「2020 年(平成 32 年)時点で 2003 年(平成 15 年)比 25%削減」を適用しています。	環境課調査	環境課
市有施設の温室効果ガス排出量(市地球温暖化対策実行計画)			3,967,567kg-CO ₂ (H26)	4,190,723kg-CO ₂	市地球温暖化対策実行計画の対象施設における電力・燃料使用による排出量です。新エネルギービジョン詳細ビジョンにおける民生業務部門の削減率目標「2020 年(平成 32 年)時点で 2003 年(平成 15 年)比 21.1%削減」を適用し、かつ平成 20 年度の庁舎建て替えによる増加分、平成 29 年度稼働予定の防災食育センターにおける増加分を加味して設定しています。	環境課調査	環境課
環境基準達成率	大気	燃料中硫黄分	100.0%	100%	観測地点数または同一地点における観測回数に観測項目数を乗じた総観測数に対する、各項目の基準値を達成できた観測数の割合です。 (例: 3 地点で A、B、C、D、E という 5 項目のデータを測定した際に(総観測数 15)、1 地点でのみ A、B について基準値を超過した際の達成率は 86.7%)	環境課調査	環境課
		二酸化窒素	100.0%				
	水	地下水	96.7%				
		工場排水	95.5%				
	騒音	航空機騒音	50.0%				
主要な道路騒音		82.6%					

福生市環境基本計画 第2期中期実施計画

私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ
平成28年3月発行

発行・編集／福生市生活環境部環境課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

電話 042-551-1511（代表）

<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>